

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の目的

我が国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取組が行われてきました。

国における法整備においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定を始め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）や資源の有効な利用の促進に関する法律等の法律が数次にわたり改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの個別リサイクル法が制定されてきました。

また、平成25年（2013年）5月に示された循環型社会の形成推進に関する事項を定めた第三次循環型社会形成推進基本計画では、基本的な方向性を「質にも着目した循環型社会の形成」として、2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築や使用済製品からの有用金属の回収などを推進すべき取組として挙げています。

今後は、これまでのリサイクルへの取組に加え、廃棄物の発生抑制の取組を強化することにより、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

三重県においては、平成28年（2016年）3月に三重県廃棄物処理計画が策定され、低炭素社会や自然共生社会に繋がる循環型社会の構築を目指し、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、県民、事業者、行政等、様々な主体の協創により、最適な規模での地域循環の形成に取り組まれているところです。

津市では、平成21年（2009年）3月に平成20年（2008年）度から平成29年（2017年）度を目標年度とする10年間を計画期間とした津市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」といいます。）を策定しました。中間目標年度の平成25年（2013年）度には現状や課題を整理し、中間的な見直しを行いました。

旧計画の計画期間内には、市民や事業者と共に、ごみの減量・資源化への取組を進めてきましたが、1人1日当たりのごみ排出量は減少しておらず、リサイクル率の向上には至っていない状況にあります。

新たな津市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、旧計画で定めた減量目標の達成状況や施策の実施状況を評価するとともに、少子高齢化を伴う人口減少やライフスタイルの多様化といった社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の本市の一般廃棄物処理事業を安定的かつ適正に進めていくために、新たに策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、同法第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年（1971年）厚生省令第35号。以下「同法施行規則」といいます。）第1条の3の規定に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の適正な処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするために定めるものです。

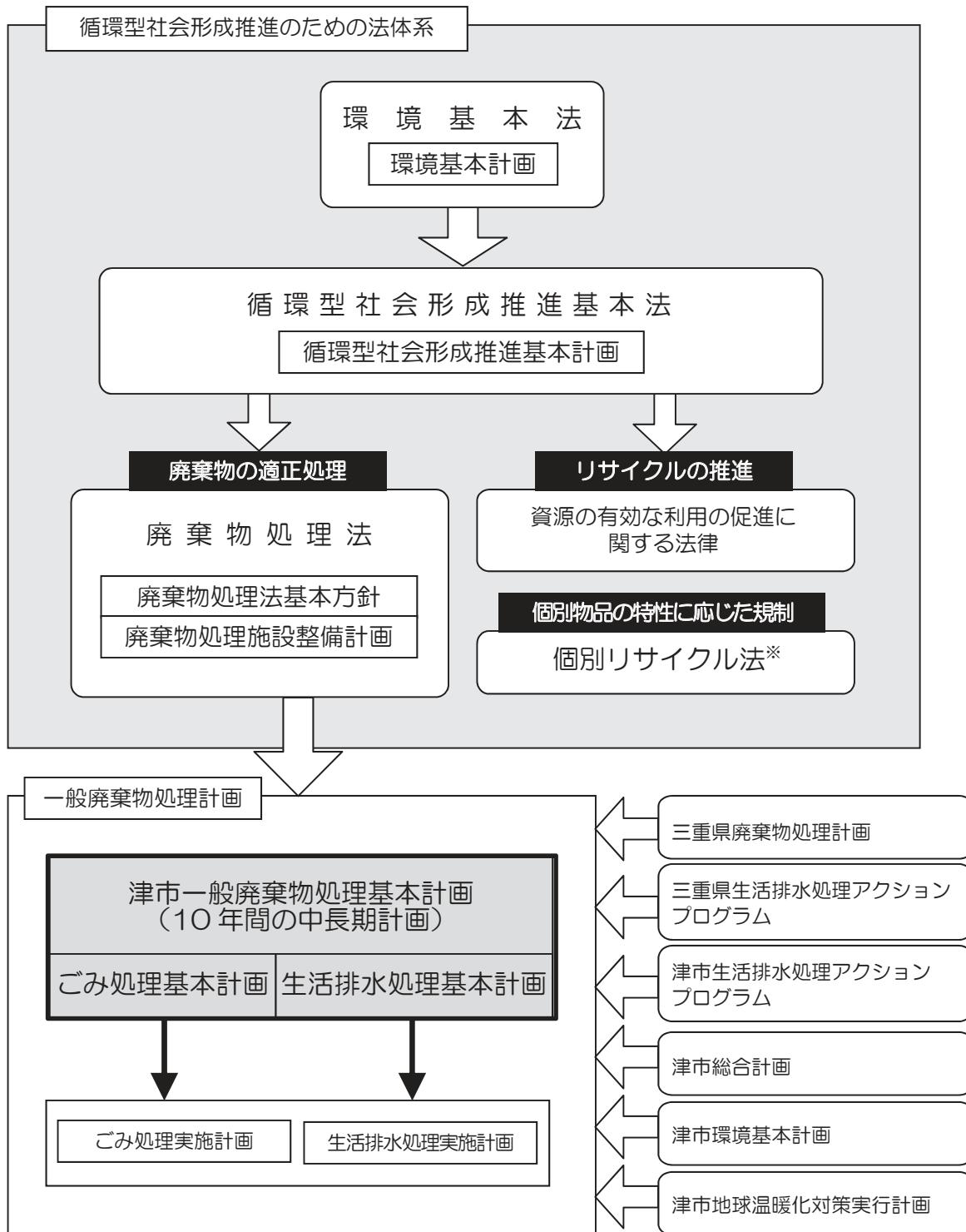
同法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」としており、一般廃棄物処理計画は、同法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）で構成します。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成します。

本計画は、これらのうち「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、本計画は、関係法令並びに国、県、本市の他計画等との整合に配慮します。

図1-1に一般廃棄物処理基本計画の位置付けを示します。



*個別リサイクル法：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことをいいます。

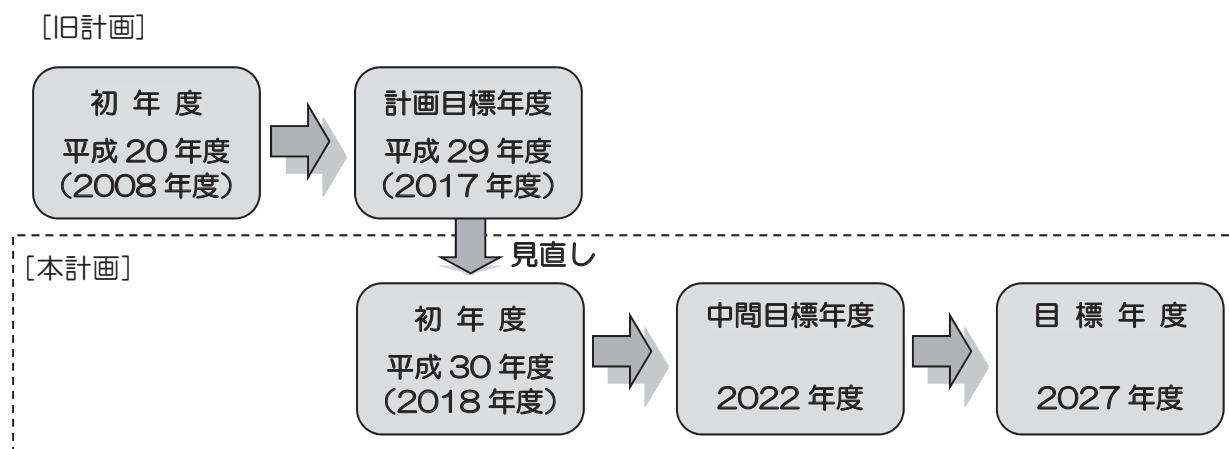
図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年（2018 年）度を初年度、2027 年度を目標年度とする 10 年間とします。

計画期間中は、2022 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化などに応じ、適宜見直しを行うものとします。



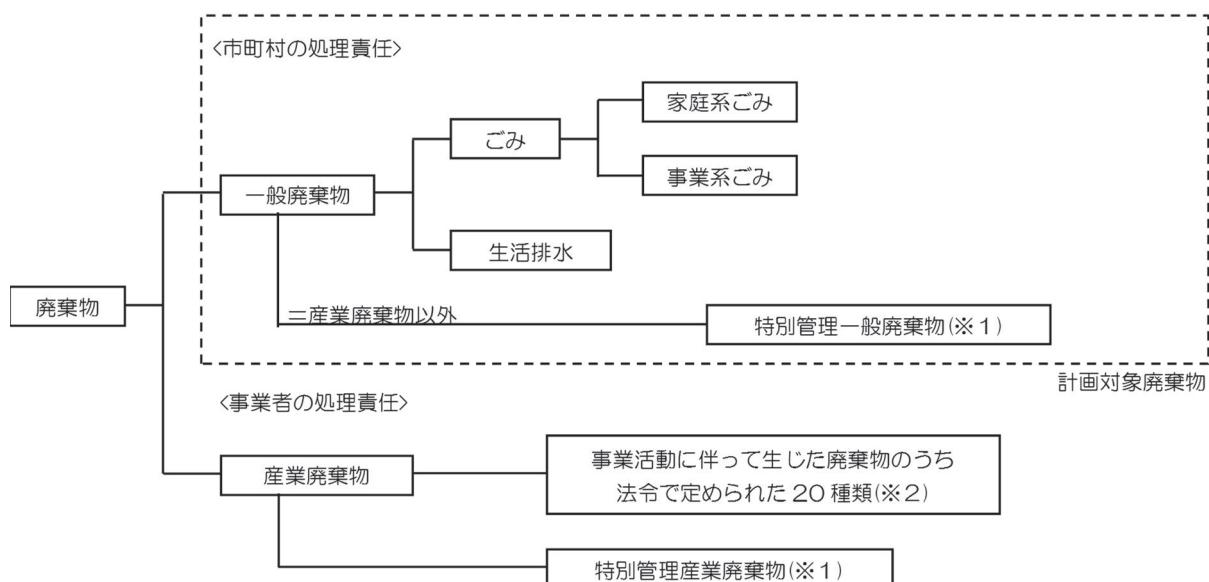
第4節 計画の適用範囲

本計画は、本市全域を対象区域とします。

また、対象とする廃棄物は、本市で発生するすべての一般廃棄物とします。

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。

本計画において対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、本市が自ら処理し、又は本市以外のものに委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や本市以外の者が処理する一般廃棄物も含みます。



注記※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

[資料：環境省]

図 1-2 廃棄物の区分